

## 横浜市下水道暗きょ等の利用に関する要綱

制 定 平成11年1月7日 下企第127号

最近改正 令和6年3月25日 環創事マ第562号

横浜市下水道暗きょ等の利用に関する要綱を次のように定める。

横浜市下水道暗きょ等の利用に関する要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 占用の許可（第3条－第13条）
- 第3章 工事施行関係（第14条－第16条）
- 第4章 占用料（第17条）
- 第5章 その他の費用（第18条）
- 第6章 雑則（第19条－21条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この要綱は、横浜市下水道条例（昭和48年6月5日条例第37号。以下「条例」という。）第24条第1項の規定に基づき、本市の管理する公共下水道の暗きょ及び人孔に第2条に定める電線等を設置する場合の占用許可等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （用語の定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電線等 横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月27日規則第103号。以下「施行規則」という。）別表（第36条第2項）の備考の3に規定しているものをいう。
- (2) 下水道暗きょ等 公共下水道の暗きょ及び人孔をいう。
- (3) 占用者 下水道暗きょ等に電線等を設置するため、条例第24条の規定により占用の許可を受けたものをいう。

### 第2章 占用の許可

#### （占用許可の対象者）

**第3条** 下水道暗きょ等の占用許可の対象者は、国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第26号に規定する放送事業者とする。

#### (事前協議)

- 第4条** 前条に規定されている占有許可の対象者で、下水道暗きょ等の占有を予定している者（以下「申請者」という。）は、市長に事前協議書（第1号様式）を2部提出するものとする。
- 2 事前協議書には、占有を予定している電線等設置計画書（付近の見取り図、平面図、設置方法等）を添付するものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定により協議があったときは、申請者に必要な意見を付して協議意見書（第2号様式）を交付するものとする。
  - 4 市長は、必要に応じて、申請者に対し、対象区間の下水道台帳等の情報を提供するものとする。
  - 5 申請者は、協議意見書の内容、あるいはその他の理由により事前協議を取り下げる場合は、市長に対し、書面により速やかに提出するものとする。

#### (事前協議が競合した場合の取扱い)

- 第5条** 市長は、第21条の(5)に基づき第4条の規定により申請があった下水道暗きょ等を公表した時点から1週間以内に第3条に規定する者より申請があった場合には、それぞれの申請者に対し、協議意見書により当該下水道暗きょ等への複数の電線等の設置の可否について回答するものとする。
- 2 市長は、競合した下水道暗きょ等に複数の電線等の設置を認めない場合には、協議意見書により、それぞれの申請者に対して一体的な設置の可否について当該申請者間で協議する旨を要請するものとする。
  - 3 申請者は、前項の規定により、当該下水道暗きょ等に複数の電線等の一体的設置について申請者間での協議の後、協議意見書を受理してから1か月以内に、市長に事業者間協議回答書（第2-2号様式又は第2-3号様式）を提出するものとする。
  - 4 申請者は、同条第2項により、一の申請者が単独で当該下水道暗きょ等を使用することとなった場合又は複数の申請者の一体的設置により当該下水道暗きょ等を使用することとなった場合には、第2章の規定による手続きを行うものとする。
  - 5 市長は、同条第2項により、申請者間の協議が調わなかった場合は、申請者から事業者間協議回答書を受理してから1か月以内に、申請者の立会いの下で抽選を行い、申請者を選定するものとする。なお、選定された申請者は、第2章の規定による手続きを行うものとする。

#### (現地調査)

- 第6条** 申請者は、電線等を占有しようとする下水道暗きょ等について事前に現地調査を実施し、下水道暗きょ等の内部の状況を確認するものとする。
- 2 申請者は、市長に現地調査届出書（第3号様式）を2部提出するものとする。  
なお、現地調査届出書には、協議意見書の写しを添付するとともに、現地調査に関連する図書（位置図、調査方法、工程表、現場組織体制、緊急連絡体制）を添付するものとする。
  - 3 申請者は、現地調査完了後、市長に現地調査報告書（第4号様式）を2部提出するものとする。

### (事前審査)

**第7条** 申請者は、現地調査の結果に基づき、市長に事前審査申請書（第5号様式）を2部提出するものとする。

なお、事前審査申請書には、次条第2項に規定されている図書を添付するものとする。

**2** 市長は、現地調査報告書及び前項に規定している図書の内容等について審査を行い、占有者に対して、事前審査回答書（第6号様式）を交付するものとする。

### (占用の許可)

**第8条** 申請者は、占有申請を行う場合には、事前審査回答書に基づき、施行規則第35条第1項に規定されている公共下水道占有許可申請書を市長に提出するものとする。

なお、公共下水道占有許可申請書には、事前審査回答書の写しを添付するものとする。

**2** 施行規則第35条第2項に規定されている公共下水道占有許可申請書に添える図書については、次のように読み替えるものとする。

- (1) 付近の見取り図 占有する下水道暗きょ等の地上部の案内図
- (2) 平面図 占有する下水道暗きょ等の下水道台帳平面図
- (3) 断面図 設置の形態に関する図面及び仕様書
- (4) 物件の詳細図 設置する電線等の形状、寸法、構造等に関する図面及び仕様書

### (下水道暗きょ等の占有許可の基準)

**第9条** 市長は、下水道暗きょ等について施行規則第35条第1項の申請があった場合において、電線等が次に掲げるすべての要件に適合するものである場合には、同条第3項に規定により、当該占有を許可することとする。

- (1) 電線等を設置する箇所が下水の排除及び下水道暗きょ等の管理上支障のない箇所であること。
  - (2) 電線等の設置箇所は、原則として管頂部であること。ただし、市長が認めたものは管底部への引き流し等により設置することができる。
  - (3) 電線等の断面積は、原則として当該電線等を設置する下水道暗きょの断面積の概ね百分の1程度の範囲内であること。
  - (4) 電線等は電圧のかからないものであること。
  - (5) 電線等は、その構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のものであること。
  - (6) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、下水道暗渠等の構造及び機能に著しい影響を及ぼさないこと。
- 2** 申請者が占有者としての責に帰すべき事由により下水道暗きょ等の占有許可の取消しを受けたことがないこと。
- 3** 申請者による占有要件に関する重大な不履行が発生しないと判断されること。

- 4 電線等の設置が関係法令の条件を満たしており、当該下水道暗きょ等の占用が道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更等の許可も含む。）の取得が可能であること。
- 5 申請者の電線等と下水道管理用等公共目的の電線等が同一区間の下水道暗きょ等で競合し、かつ、電線等を複数設置することが困難な場合においては、当該公共目的の電線等と一体的設置ができること。

#### （占用許可の期間）

**第10条** 占用許可の期間は、5年以内とする。

- 2 占用期間を更新する場合には、施行規則第35条に規定されている手続きをとるものとする。

#### （占用期間内の管理及び申請手続き）

**第11条** 電線等の維持管理は占有者が行うものとする。また、占有者は、電線等の設置状況を1年に1回以上点検するものとする。

- 2 占有者は、電線等の設置状況を点検する場合には、市長に電線等点検届出書（第7号様式）を2部提出するものとする。なお、電線等点検届出書には、点検に関連する図書（位置図、点検方法、工程表、現場組織体制、緊急連絡体制）を添付するものとする。
- 3 占有者は、電線等の点検完了後、市長に電線等点検報告書（第8号様式）を2部提出するものとする。
- 4 占有者は、電線等点検報告書を提出後、改善すべき事項があった場合には、速やかに必要な措置を講じた上、市長に報告するものとする。

#### （占用許可の取消）

**第12条** 市長は、占用期間内に、公益上やむを得ない事由により電線等について撤去の必要が生じた場合には、占有者に対して撤去の2年以上前に、書面をもって通知するものとする。

- 2 災害等、緊急に移設、撤去が必要となった場合は、占有者は市長の指示に基づき占有者の費用負担により速やかに処理するものとする。
- 3 市長は、占有者は公共下水道占用許可書に添付されている下水道暗きょ等占用許可条件を遵守していない場合には占用許可を取り消すことができる。
- 4 市長は、占有者が占用期間中に第14条の規定により電線等の設置を行わない場合には占用許可を取り消すことができる。

#### （現状の回復）

**第13条** 占有者は、占用の許可が取り消されたとき、占用期間が満了したとき、又は電線等を設置する目的を廃止したときには、占有者の費用負担において速やかに電線等を撤去し、下水道暗きょ等を現状に回復することを原則とする。

- 2 市長は、占有者に対して、前項の現状回復について、必要な指示をすることができる。
- 3 現状の回復に伴う手続き等については、第14条、第15条、第16条を準用するものとする。

### 第3章 工事施行関係

#### (着手届)

第14条 占有者は、許可に基づく工事に着手しようとするときは、あらかじめ、市長に工事着手届出書（第9号様式）を2部提出するものとする。なお、工事着手届出書には、施工関係の図書（位置図、施工方法、工程表、現場組織体制、緊急連絡体制）を添付するものとする。

#### (施行立会い)

第15条 市長は、占有者が下水道暗きょ等の占有に係る工事を施行するときは、必要に応じて現場立会いをし、指示することができる。

#### (完了検査)

第16条 占有者は、下水道暗きょ等の占有に係る工事完了後、市長に工事完了届出書（第10号様式）を2部提出し、完了検査を受けるものとする。

なお、工事完了届出書には、工事写真及び公共下水道占有許可申請書に添付した図書から変更となった部分の図書を添付するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する完了検査を行い、適正と判断した場合には、工事完了検査済証（第11号様式）を交付するものとする。
- 3 占有者は、完了検査の結果、指摘を受けた事項について速やかに改善するものとする。
- 4 占有者は、完了検査の指摘事項の改善後、市長に確認を求めるものとする。
- 5 占有者は、工事完了届出書を提出後、速やかに市長と占有期間内における電線等の維持管理方法、緊急時の対応、連絡体制等について管理協定を締結するものとする。

### 第4章 占用料

#### (占用料)

第17条 市長は、施行規則第36条の規定により、占有者から占用料を徴収する。

### 第5章 その他の費用

#### (その他の費用)

第18条 占有者は、必要に応じて次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 占有者が、電線等の設置・点検において下水道暗きょ等を損傷させた場合の復旧費用。
- (2) 電線等の占有に伴う下水道暗きょ等の維持管理費増嵩費用。
- (3) 下水道暗きょ等占有台帳の作成費用。
- (4) その他市長が必要と認めた費用。

## 第6章 雑則

### (下水道暗きょ等占用台帳)

第19条 市長は、占用の許可又は占用の取消しをした下水道暗きょ等について、下水道暗きょ等占用台帳により、これを記録しておくものとする。

### (情報提供)

第20条 市長は、電線等の占用区間において、下水道工事若しくは他の工事により電線等への影響が想定される場合には、事前に占有者に情報提供するものとする。

### (情報公開)

第21条 市長は、次の事項をインターネット上のホームページを利用して公表するものとする。

- (1) 「横浜市下水道暗きょ等の利用に関する要綱」の全文及び様式。
- (2) 「下水道管きょ内空間利用の手引き」の全文。
- (3) 下水道暗きょ等の占用を予定している者が申請を行うための窓口及び連絡先。
- (4) 下水道暗きょ等のうち使用が困難な箇所。
- (5) 第4条（事前協議）の規定により申請があった地区。
- (6) 第4条（事前協議）から第8条（占用の許可）までの標準的な処理期間。

### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成13年10月1日に一部改定する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日に一部改正する。